

## アメリカの会社登録制度案の背景（中）

中 村 俊 夫

### 目 次

#### 一 はしがき

#### 二 会社登録制度とは何か

(1) 提案にいたる簡単な経緯

(2) 会社登録案の素描

△以上第三八巻第五号△

#### 三、クリップキのこと

アメリカのディスクロージャー制度が極めて厳

格であることは世界的に有名であるが、一九八〇年代に入り、いろいろな手段で発行コスト負担を小さくする手を打ってきた。会社登録制度は、既公開会社の発行コストをさらに軽減するのが第一の目的であり、諮問委員会報告書の付属資料Aの中で、現行登録制度では直接、間接にどれ程のコストが掛かるのかを分析している。SECスタッ

#### 四 現行規制手続に起因するコスト

(1) 公募手続の直接コスト

(2) SEC審査による遅延と不確定性

△下につづく△

フが作成した近年の発行実績に基づく表は、貴重な参考資料であるから併せて紹介したいが、実は少々その前に脱線してみたいのである。

証券レビュー 第38巻第7号

アメリカの著名な証券法学者であるクリプキ（Homer Kripke）が一九七九年、全編あげて「SEC批判」である「のSECと企業」（スクロード著、「セイバー」と題する本を出した。全16章）（同頁）とかなり分厚い本を出したり、副題を‘Regulation in search of a Purpose’、無理に訳せば“規制の目的を検討する”（したがって、著者の口にはなんともない）のか、あるいは“目的不明に陥っている”（SEC規制）とする立場から、セイバーによればSECが関与する凡ての分野で、SECは古くイデオロギーに束縛され続け、オーバー・レギュレーションを行っている（これを鋭く攻撃した。

クリプキは決して強制ディスクロージャー無用

であつて、「多くの創造的な解釈が証券法を長年かけて美しく飾ってきた。」と語る程迎合的であつた。

外語が主登用された十分な矢論の無いSBC委員では、そのような神学をコントロールできまい。ディスクロージャー関係スタッフは強制ディスクロージャー制度に絶対的信仰を持っており、それは彼らにとって本来的に善なるものであり、有用であり、多い程良いのである。なぜなら、一九三〇年代に誰も異議なく承認されたし、今でも

そうであって、疑問を抱くなればSECが過去に行つた誓約が反故となり、ディスクロージャーに全精力を擲げている眞面目な人間を荒廃させるところになるからである。（同書第一編第一章「SEC

この本の序文によれば、クリプキが著作を思い立ったのは一九七二年で、七五年に草稿がほぼ完

論者ではないが、彼によれば大恐慌後の証券法制定の時期から四〇年以上も経ち、経済理論も（例えは効率市場仮説）、証券投資を取り巻く環境も、投資情報利用の仕方（例えば日論見書）も大きく変わったのに、法律家スタッフに上拵されたSECは古いイデオロギーによって硬直した儘なものである。証券発行における登録届出や私募免除、転売制限につき、根拠も無しに「コメント」や「解釈」を濫発して巨大な迷路(maze)を築き上げたのであり、それは制定法上正当化できるものではないのであるが、それを支える一種の神学を編み出して担当SECスタッフが司祭職(priest-hood)になり終せた。SEC委員長はその間数多く変わったが、誰もこれを覆すことができなかつた。マニュエル・コーベン委員長（一九六四～六九）などはむしろ、SEC法律顧問、企業金融局長であった時代に「解釈」体制の大家成した。しかし、たまたま「SEC企業ディスクロージャーに関する諮問委員会」のメンバーに任命されたため、出版を中止するか委員会の成果を取り入れた本にする心算であったが、全く期待に反して成果が上がらないので、反対意見(dissent)を表明して出版に踏み切つたわけである。また、実務上SECスタッフと相談するなど面識を持つている法律家ではSECに挑戦することができず、自分のようにSECに距離を置き、引退も近い者が率直に物を云えるのだと書いた。

本稿は、この著作の内容に立ち入るのではない。この時期はSECのディスクロージャー推進に企業の反発が高まり、SECの発行規制も方向転換が必要になってきた。八〇年代以降いろいろな規制緩和に取り組んだが、それには一定のパターンがあり、決して規制方針の転換でなく、新しいSEC規制（セーフハーバー・ルールを含

む) の採用や新届出様式の追加 (例えば S-3) の形をとる。このため、SEC発行規制体系は大へん複雑になつて、専門家以外は手に負えないようになつた。

要するに、クリップキのいうように規制方針そのものの転換は、出来ない相談なのである。SEC登録を行い、登録発効後に申論見書を配布して始めて一般に投資勧説できるとすることが投資家保護の三三年法の柱石 (corner stone) であり、これを逸脱することはできない。その厳格な施行に SEC の存在意識がある。登録を回避するといふになる私募発行の免除には厳格に対処して、SEC登録するよう仕向けなければならぬことになる。そこで数少ない制定法条文の解釈、判例、「ノー・アクション・レター」が厖大に積み上がつた。SECが関係者のコメント勧説のために配布する規制緩和のための新規則提案リリース

勧告するのでもない。公開後 1 年以上の大型既公開会社の自由参加である会社登録ペイロット期間中、様式 C-1 登録後も私募その他取引の登録免除発行、オフショア発行を、従来通りの規制下で企業が自由に選択して良いとする。私募発行は、登録の諸負担の回避だけでなく開示内容への責任が軽いなどのメリットがあり、全面的移行を強調すれば、企業の会社登録への参加を逡巡させるかも知れないと委員会は危惧した。したがつて、ペイロット期間中は自由な選択に任せ、公平なテストの機会にしようというのである。

ただし、会社登録後の実際の各証券発行に対する SEC審査については、じく一部の例外的な発行を除き、全廃することを提案した。例外的発行というのは議決権 40% 以上に当たるような大口発行などである。既公開会社の発行審査はかなり以前から抽出審査になつており、次節掲載の表 2

は、何時も従来の方針の転換ではなく、矛盾せず、両立するものである旨が延々と記述されるので、非常に長文になるのである。

諮問委員会の会社登録制度案も、この SEC の基本方針の変更を求める。新規公開発行 (IPO) に対する規制は従来通りのその儘とし、既公開会社の発行 (repeat offering) をいつそう容易にし、コストを低減しようとする。(申論見書配布要件について前回述べたように変更を提案した) 問題は私募免除である。委員会は、私募、オフショア市場が分断され乍ら実際には合体化している現状、その悪影響を懸念し、そのような人工的区分を温存しようとした会社登録の新規制モデルが、米国民に証券法の保護を広く与えることになるということを、会社登録制度導入の長所の一つに数える。

しかし一方、全面的な登録公募発行への移行を

に見るよう、一括登録 S-3 様式による届出では一六% 程度である。例え少しでも審査を残すことが、不適当なディスクロージャーの抑止力になるという意見を退けて、三四法報告書 (継続開示) 審査が行われるので十分とする。以上のように、諮問委員会提案は従来の SEC の規制方針を踏襲するものであるが、じく僅かとはいえ、変更を迫つてゐることになる。

#### 四、現行規制手続に起因するコスト

##### (1) 公募手続の直接コスト

諮問委員会は、SEC のいろいろな努力特に統合開示・一括登録の採用後においても、規制手続きに起因するコストと内在する不確実性により、国内資本形成が阻害されていると主張する。コス

## アメリカの会社登録制度案の背景（中）

表1 1993~95年普通株公募発行の典型的費用

	登録様式	件数	(中位数)		(中位数)			合計
			発行額 (100万ドル)	引受スプレッド	費用 (a)	市場価格から のディスク カウント(b)	合計	
国内発行者によるIPO	S B-2	408	\$ 6.1	10.0%	7.4%	11.5%	28.9%	
	S-1	1,201	30.1	7.0	2.3	7.1	16.4	
	S-2, S-11	100	131.7	6.5	1.8	1.1	9.4	
	小計	1,709	24.0	7.0	2.8	7.1	16.9	
国内既公開発行者による増資	S B-2	99	7.9	9.0	4.5	5.4	18.9	
	S-1	468	32.0	5.5	1.3	2.4	9.2	
	S-2, S-11	192	20.4	6.0	1.7	2.3	10.0	
	S-3, 非一括登録	751	59.1	5.0	0.6	0.7	6.3	
	S-3, 一括登録(c)	136	77.6	4.6	0.4	0.0	5.0	
	小計	1,646	44.8	5.3	0.8	1.2	7.3	
外国発行者	F-1, F-2, F-3	214	65.1	5.1	2.1	1.3	8.5	
総計		3,569	\$ 32.5	6.8%	1.8%	2.8%	11.4%	

(原資料—Securities Data Corp., 総額買取引受発行のみ)。

(注) (a)費用はSECおよび州登録料、上場手数料、弁護士料、会計士料、印刷費、その他の費用。(b)公募価格と発行日の取引最終価格の差の%表示。(c)一括登録では何度もデータダウンされるため、この欄は最初の普通株データダウンにより計算。

表1b 1993~95年発行金額別国内既公開発行者増資の典型的費用

発行額 (100万ドル)	登録様式	件数	(中位数)		(中位数)			合計
			発行額 (100万ドル)	引受スプレッド	費用 (a)	市場価格から のディスク カウント(b)	合計	
\$ 20.0~ 49.9	S-1	167	\$ 32.4	5.5%	1.2%	2.3%	9.0%	
	S-3, 非一括登録	226	34.7	5.5	0.8	1.2	7.5	
	S-3, 一括登録	28	33.8	5.0	0.7	0.0	5.7	
\$ 50.0~ 99.9	S-1	99	62.1	5.0	0.7	1.1	6.8	
	S-3, 非一括登録	250	66.9	5.0	0.5	0.7	6.2	
	S-3, 一括登録	49	72.2	5.3	0.5	0.0	5.8	
\$ 100.0~ 199.9	S-1	31	125.9	4.5	0.3	1.4	6.2	
	S-3, 非一括登録	135	128.1	4.0	0.3	0.5	4.8	
	S-3, 一括登録	30	130.8	3.5	0.3	0.0	3.8	

(原資料—Securities Data Corp. 総額買取引受発行のみ)。

(注) (a), (b)前表の注と同じ。

トには直接的なものと間接的なものがあり、さらに現行手続を防衛するための複雑、曖昧な法的区分の結果であるコストもある。また、大恐慌後の時代の産物である現行規制システムは、今の市場の変化、金融技術の進歩、投資家のニーズが考慮されていない。このような各種改善すべき箇所の現状を分析し、会社登録制度への移行の必要を立証しようというのが報告書付属資料Aである。今回は、発行コストとされるものの中、直接コストに数えられる部分を紹介しよう。

さて、アメリカは国内資本形成で直接投資が重視される国であるから、証券市場を通ずる資本調達のコストは何時も注目してきた。昔はSEC自身で登録発行コストを調査・発表していたと記憶するが、一九六〇、七〇年代の株主割当発行から引受公募発行への移行の時期には、二つの発行方法におけるコスト比較が学者の手で盛んに行わ

れた。<sup>2)</sup>近くは、一九九〇~九四年の資本調達コストにつき、四人の学者の手になる研究論文<sup>3)</sup>が発表されている。

今回の報告書で用いた、表1の一九九三~九五年の三年間の普通株公募発行費用はSECスタッフが作成したもので、数字で表わせる絶対額として引受料（スプレッド）、諸料金（登録料その他であり注記参照。）および発行価格と市場価格との差（ディスクカウント）の三要素が算出・表記されている。また、それらは使用した登録届出様式別になっており、この点は学者の研究ではなし得ないところである。

この表をみると、既公開会社株式発行平均コストは七・三%であるが、届出様式の違いにより大きな差がある。S-1届出では九・二%であるが、S-3届出では非一括登録で六・三%、一括登録の場合には五%と低下する。参考・組込方式

では当然諸料金が安くなるし、特に一括登録のマークダウンではディスクワントがゼロ(○)になるからである。

しかし、発行コストは発行規模によつても影響がある筈であるから、これを考察するのが表1-bである。(ここでも、S-1-3一括登録のコストが最も低であることは変わらない。例えば、五千万ドル以下の小型発行でS-1届出は平均1・三%のディスクワントが行われるが、S-1-3一括登録はゼロである。

結局、会社登録制度の下では、S-1-3登録資格に限定されない多くの企業が、一括登録の場合と同様に一番適したタイミング(“just-in-time”)で、好む額の発行を行うことができ、従来より低成本の資金調達が可能になるとするとある。

表2 1994~95年普通株引受公募発行登録届出の典型的経験

	登録様式	件数	平均登録額 (100万ドル)	発効までの平均所要日数			SECの審査比率	平均修正要求回数
				SECの日数	発行者の日数	合計		
国内発行者によるIPO	S B-1, S B-2	122	\$ 20.3	42.6	61.1	103.7	100%	3.3
	S-1	641	66.4	38.9	39.3	78.1	100	3.2
	S-11	42	198.8	45.5	60.0	105.5	100	4.0
国内既公開発行者による増資	S B-2	64	24.2	23.8	44.5	68.2	54.7	2.4
	S-1	310	70.3	16.7	35.4	52.2	33.5	1.8
	S-2, S-11	79	67.7	15.6	36.5	52.2	24.1	1.9
	S-3, 非一括登録	416	111.1	9.3	22.8	32.1	13.9	1.2
	S-3, 一括登録*	486	284.1	17.5	36.3	53.7	16.0	1.1
外国発行者	F-1, F-2, F-3	117	205.4	17.0	45.3	62.4	78.6	2.4

(出所) SEC 企業金融局(地方事務所への届出を除く。)

\*—括登録届出書では、SECスタッフ審査は最初に届け出られた届出書に限定される。

(2) SEC審査による遅延と不確定性  
前に触れたように、会社登録制度の下ではSEC審査を全廃しようとする。これは、どのような根拠をもつて主張したのであらうか。

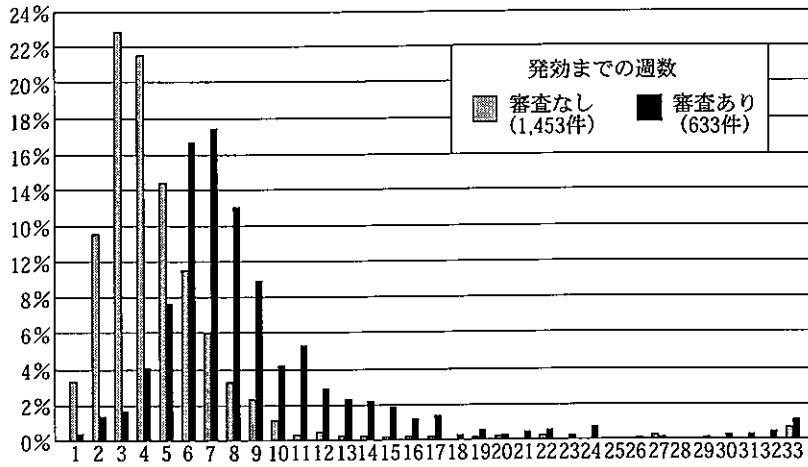
登録届出の後、SECが発効を宣言するまで期間があることは、発行者にとってコストである。この待機期間中に市場が変化して、発行の機会を逸するかも知れない。(一括登録のマークダウンでは補足目論見書の審査はない。) 審査によって届出書類の修正を命じられると、その期間は長くなる。このため、発行会社はしばしば、SEC審査に掛かる場合と掛からない場合の一通りの日程表を組むという。発行機会を逸すれば発行中止に追い込まれるかも知れず、そのような不確定の存在それ自体のために、登録発行を断念するかも知れない。

表2が、一九九四~九五年の二年間の審査が行

われる頻度と待機期間の平均日数を、届出様式別に表わしている。SEC審査比率はS-1-3届出書の場合六件に一件の割合、全届出様式平均で約三分の一という頻度になる。待機期間は既公開会社の場合約二ヶ月以下であるが、図にみると、抽出審査に掛かった場合、三ヶ月以上に及ぶ場合がかなりあることが分かる。待機期間が長くなるのは、SEC審査手続の理由だけではない。最初の届出書類に大きな欠陥があったり、届出後に発行方法の決定を遅らせたり、変更する場合、三年法報告書が未審査であつたりする場合等である。

企業が大巾なリストラを行うような場合は、IPOの場合と同様に、新会社が出来たようなもので審査して十分な開示を要する。しかし、S-1-3届出適格会社のようにアナリストが株価と企業情報を見直している場合には、流通市場開示の

図 1990-94年既公開会社普通株発行の審査別待機期間分布



(注) NYSE, Amex, Nasdaq 上場企業。

## アメリカの会社登録制度案の背景（中）

様式「〇—K報告書その他の報告書がスタッフ審査を受け、三三一年法第一一條（虚偽の登録届出書による民事責任）が十分な開示を保証してござる。虚偽のまたは誤解を招く記述のため修正を命じられてコストを要したか、SEC審査または法的責任の虞れのため正確な開示を事前に行つたためにコストを回避できたかを、数字的に確かめるのは難しい。

ソリューション会社は、審査により投資家が困惑を被っているか否かを、審査期間中の株価動向によるて調べようとするのが表3である。「審査なし」と「審査あり」に分けて、審査中に投資家のために不利な情報の公表が強制されたとすれば、株価は低落する訳である。これでみると、「審査あり」と「審査なし」とで統計的に有意な差は無かった。継続開示が行われる以上、審査されてもその期間に重要な会社情報を出さねばならない。

(注)

- (1) Homer Kripke "The SEC and Corporate Disclosure: Regulation in search of a Purpose", Law and Business Inc., 1979.
- (2) その種の研究論文によれば、当該会社刊「機関投資家と証券市場」第一章『株主報酬発行の特異性—ペラシックベトペブル』(平成九年一月)を参照された。
- (3) Lee, I., Lockheed, S., Ritter, J. & Zhao, Q. "The Cost of Raising Capital", The Journal of Financial Research, Spring 1996.

(なかむら ミコネ・証券会社性質説明)

表3 1993~94年時価資本額別・審査別の届出より発効までの典型的株価変化  
(NYSE, Amex, Nasdaq 上場発行者の中から引受け公募90件を対象)

発行前時価 資本額	発行者株価の対市場全体価格変動比 (%)				
	中位数		平均		
	無審査	審査	無審査	審査	差
1億ドル以下	-7.0%	-8.9%	-6.9%	-7.4%	-0.5%
1億ドル以上	-1.8%	-1.2%	-1.3%	0.5%	+1.8%
差			-5.6%	-7.9%	

(注) 価格変動比率(%)は、届出前日から発効日までの期間により算出。